

第 8 回 通常総会の資料

と き：平成 29 年 4 月 27 日(木)16 時 00 分

ところ：宮崎市別府町 2 番 12 号

宮崎建友会館 大会議室

宮崎地区建設協同組合

宮崎地区建設協同組合第8回通常総会

会 次 第

と き 平成 29 年 04 月 27 日(木)16 時 00 分～
ところ 宮崎建友会館 大会議室

1. 開会

2. 定足数確認

3. 理事長挨拶

4. 議長選出

5. 議案審議

(1)平成 28 年度事業報告及び決算関係書類承認の件

(2)平成 29 年度事業計画及び収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

(3)平成 29 年度における借入金残高の最高限度決定の件

(4)役員報酬決定の件

(5)定款の一部変更の件

(6)字句の一部修正委任の件

その他

6. 閉会

第1号議案 平成28年度事業報告及び決算関係書類承認の件

(原案)

事業報告書

自 平成28年04月01日

至 平成29年03月31日

I 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度(末日)における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果

(1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況

平成28年度における建設産業を取り巻く経営環境は、公共事業の削減や受注競争の激化、利益率の低下などにより、経営状況が悪化する苦境に立たされました。

そのような中で、組合の事業といたしましては、組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同購買事業を行い、組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上に努めてまいりました。

(2) 共同事業の実施状況

共同購買事業

組合員の取り扱う生コンクリート及びコンクリート二次製品の共同購買事業を行いました。実施状況については、下記記載のとおりです。

取扱品目	組合売上高	備考
生コンクリート	855,222,614 円	44,093.20 m ³
コンクリート二次製品	128,656,371 円	

共同受注事業

地域維持事業の包括的一括受注として、平成27年度より宮崎土木事務所管内地域維持事業(総合メンテナンス)及び宮崎市の水門管理委託事業を受注しております。

内容	組合売上高	備考
総合メンテナンス	155,569,950 円	宮崎県
水門管理	930,000 円	宮崎市
災害緊急工事	2,965,474 円	宮崎市

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況

該当なし

3 設備投資の状況

該当なし

4 業務提携等重要事項の概要

該当なし

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
資 産 合 計	200,691,712 円	139,701,733 円	154,398,948 円
純 資 産 合 計	74,680,852 円	58,577,976 円	47,451,103 円
事 業 収 益 合 計	1,058,634,856 円	834,605,883 円	936,804,909 円
当期純利益金額	23,649,789 円	11,886,873 円	5,045,944 円

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項

組合員の維持。そのために組織の有効活用を行う。

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況

第7回通常総会

召集年月日 平成 28 年 04 月 13 日

開催日時 平成 28 年 04 月 27 日 15 時 45 分

開催場所 宮崎市別府町 2 番 12 号 宮崎建友会館 大会議室

出席理事数 10 名

出席監事数 1 名

組合員数 89 名

出席組合員数 87 名(本人出席 45 名・委任状出席 42 名・書面出席 0 名)

議案内容

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告及び決算関係書類承認の件

第 2 号議案 平成 28 年度事業計画及び収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

第 3 号議案 平成 28 年度における借入金残高の最高限度決定の件

第 4 号議案 役員報酬決定の件

第 5 号議案 理事及び監事選出の件

2 理事会の開催状況

第1回理事会

開催日時 平成 28 年 04 月 15 日 14 時 40 分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 12 名

出席監事数 1 名

議案の内容

第 1 号議案 第 6 回通常総会提出議案の件

第2回理事会

開催日時 平成 28 年 04 月 27 日 16 時 30 分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 12 名

出席監事数 2 名
議案の内容
第 1 号議案 代表理事(理事長)及び副理事長並びに専務理事の選出の件

第 3 回理事会

開催日時 平成 28 年 05 月 16 日 11 時 40 分
開催場所 宮崎建友会館 役員会議室
出席理事数 12 名
出席監事数 2 名
議案の内容
第 1 号議案 共同購買事業報告の件
第 2 号議案 共同受注事業の件

第 4 回理事会

開催日時 平成 28 年 06 月 10 日 11 時 40 分
開催場所 宮崎建友会館 役員会議室
出席理事数 11 名
出席監事数 1 名
議案の内容
第 1 号議案 組合加入者の承諾の件
第 2 号議案 共同購買事業報告の件

第 5 回理事会

開催日時 平成 28 年 07 月 12 日 11 時 45 分
開催場所 宮崎建友会館 役員会議室
出席理事数 11 名
出席監事数 2 名
議案の内容
第 1 号議案 共同購買事業報告の件
第 2 号議案 第 1 回安全衛生パトロール(道路巡視)実施の件

第 6 回理事会

開催日時 平成 28 年 08 月 16 日 11 時 35 分
開催場所 宮崎建友会館 役員会議室
出席理事数 11 名
出席監事数 2 名
議案の内容
第 1 号議案 共同購買事業報告の件
第 2 号議案 共同受注事業報告の件

第7回理事会

開催日時 平成28年09月07日11時35分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 11名

出席監事数 1名

議案の内容

第1号議案 共同購買事業報告の件

第8回理事会

開催日時 平成28年10月13日11時45分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 12名

出席監事数 1名

議案の内容

第1号議案 異常気象時の待機班編成(案)の件

第2号議案 災害時等の緊急対応特別サポート班の設置の件

第9回理事会

開催日時 平成28年11月22日14時40分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 10名

出席監事数 0名

議案の内容

第1号議案 新規加入申込者の件

第10回理事会

開催日時 平成28年12月15日11時30分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 11名

出席監事数 2名

議案の内容

第1号議案 個人番号及び特定情報取扱規程(案)の件

第11回理事会

開催日時 平成29年01月10日16時30分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 12名

出席監事数 2名

議案の内容

第1号議案 共同購買事業報告の件

第12回理事会

開催日時 平成29年02月14日11時50分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 11名

出席監事数 2名

議案の内容

第1号議案 定款の一部改正の件

第2号議案 共同受注業務に係わる規約の件

第3号議案 平成29年度「地域メンテナンス業務」入札参加の可否決定の件

第13回理事会

開催日時 平成29年03月14日11時30分

開催場所 宮崎建友会館 役員会議室

出席理事数 11名

出席監事数 2名

議案の内容

第1号議案 第8回通常総会開催の日時決定の件

第2号議案 組合員の取扱い(資格喪失)の件

3 委員会、審査委員会及びその他活動の状況

総務委員会

平成28年04月15日	第7回通常総会提出議案他
平成28年05月16日	共同購買事業報告他
平成28年06月10日	組合加入者の承諾他
平成28年07月12日	共同購買事業報告他
平成28年08月16日	共同購買事業報告他
平成28年09月07日	共同購買事業報告他
平成28年10月13日	異常気象時の待機班編成(案)他
平成28年11月18日	新規加入申込者他
平成28年12月15日	個人番号及び特定個人情報取扱規程(案)他
平成29年01月10日	共同購買事業報告他
平成29年02月14日	定款の一部改正他
平成29年03月14日	共同購買事業報告他

審査委員会・その他

審査委員会(生コン及び二次製品)	年間を通じ適宜開催
事業委員会(生コン組合との協議)	月例開催
事業委員会(製品組合との協議)	年間を通じ適宜開催
地域維持ワーキング会議	年間を通じ適宜開催

平成 28 年 04 月 13 日 事務監査
 平成 28 年 07 月 21 日 道路巡視業務の安全パトロール(及び 7/25)
 平成 28 年 11 月 18 日 事務監査
 平成 28 年 11 月 18 日 道路巡視業務の安全パトロール(及び 11/25)
 平成 29 年 02 月 13 日 事務監査
 平成 29 年 03 月 22 日 道路巡視業務の安全パトロール(及び 3/23)

4 組合員数及び出資口数の増減

(1 口金額 50,000 円)

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	89 名	2 名	1 名	90 名
出資口数	445 口	10 口	5 口	450 口
出資総額	22,250,000 円	500,000 円	250,000 円	22,500,000 円

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地位	氏名	担当		
理 事 長	後 藤 啓 嗣	事 業		
副 理 事 長	田 村 努	事 業	総 務	
副 理 事 長	本 部 喜 好	事 業	総 務	
専 務 理 事	中 原 勉			
理 事	西 條 隆 雄	事 業	総 務	
理 事	井 上 和 俊	事 業		安全対策
理 事	児 玉 清 和	事 業	総 務	
理 事	児玉富美義			安全対策
理 事	坂 口 睦 男		総 務	
理 事	田 村 和 也		総 務	安全対策
理 事	春 山 義 正			安全対策
理 事	宇治橋信雄			安全対策
監 事	鈴 木 剛			安全対策
監 事	米 丸 順 也			安全対策

(2) 兼務役員についての重要な事実

該当なし

(3) 辞任した役員の氏名

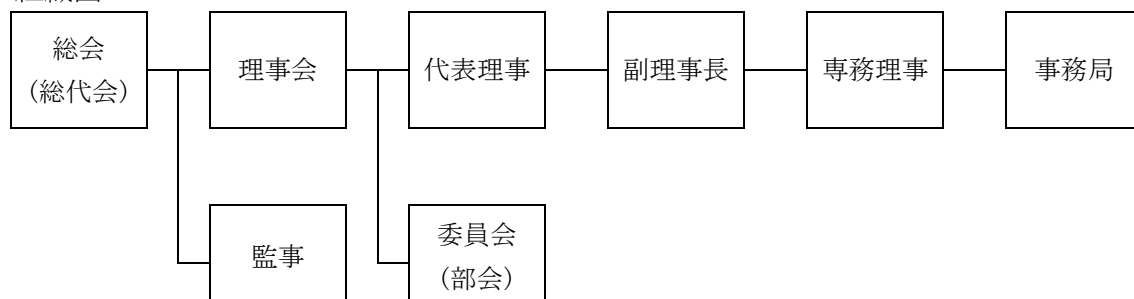
該当なし

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

事務職員を置く

(2) 組織図



(3) 組合と協力関係にある「組合員が構成する組織」の概要

該当なし

7 施設の設置状況

該当なし

8 重要な子会社

該当なし

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

該当なし

III その他組合の状況に関する重要な事項

該当なし

財 産 目 録

平成29年03月31日

一 資産の部

I 流動資産

1 現金及び預金

(1) 現金		24,746
(2) 預金		
①普通預金	宮崎銀行宮崎駅前出張所	17,082,235
②普通預金	宮崎太陽銀行本店	36,754,727
③普通預金	出資金	19,700,000
④普通預金	利益準備金	2,400,000
⑥定期預金	利益準備金	4,500,000
⑦定期預金	特別積立金	33,000,000
⑧普通預金	前払金(保証会社)	11,059,000

2 売掛金

(1) 生コン	102,645,843
(2) 二次製品	12,120,577

3 未収金 27,793,911

4 前払費用 549,451

5 未成工事支出金 54,700

6 貸倒引当金 △ 1,285,000

流動資産計

266,400,190

II 固定資産

i 外部出資その他の資産

1 外部出資金

(1) 中央会基金	10,000
-----------	--------

固定資産計

10,000

資産合計

266,410,190

二 負債の部

I 流動負債

1 買掛金

(1) 生コン	86,947,900
(2) 二次製品	10,100,231

2 前受金 1,836,873

3 未成工事受入金 11,059,000

4 預り金 333,624

5 未払金

(1) 生コン奨励金	25,248,564
(2) 二次製品奨励金	4,658,971
(3) 共同受注事業費	23,749,665

6 未払出資払戻金 0

7 未払法人税等 5,708,900

8 未払消費税 1,746,800

流動負債計

171,390,528

負債合計

171,390,528

三 正味資産の部

I 正味資産

95,019,662

貸 借 対 照 表

平成29年03月31日

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	124,520,708	1 買掛金	97,048,131
2 売掛金	114,766,420	2 前受金	1,836,873
3 未収金	27,793,911	3 未成工事受入金	11,059,000
4 前払費用	549,451	4 預り金	333,624
5 未成工事支出金	54,700	5 未払金	53,657,200
6 貸倒引当金	<u>△ 1,285,000</u>	6 未払出資金払戻	0
流動資産計	266,400,190	7 未払法人税等	5,708,900
		8 未払消費税	<u>1,746,800</u>
		流動負債計	171,390,528
		負債合計	<u>171,390,528</u>
II 固定資産		(三 純資産の部)	
i 外部出資その他の資産		I 組合員資本	
1 外部出資金		i 出資金	<u>22,500,000</u>
(1) 中央会基金	10,000	出資金計	22,500,000
外部出資その他の資産計	<u>10,000</u>	ii 利益剰余金	
固定資産計	10,000	1 利益準備金	6,900,000
		2 その他利益剰余金	
		(1) 組合積立金	
		①特別積立金	33,000,000
		(2) 当期末処分剰余金	
		当期純利益金額	32,293,304
		前期繰越剰余金	<u>326,358</u>
		当期末処分剰余金計	32,619,662
		その他利益剰余金計	<u>65,619,662</u>
		利益剰余金計	<u>72,519,662</u>
資産合計	<u>266,410,190</u>	純資産合計	<u>95,019,662</u>
		負債及び純資産合計	<u>266,410,190</u>

損 益 計 算 書

自 平成28年04月01日
至 平成29年03月31日

(三 事業費用の部)		
I 購買事業費用		
1 仕入高		854,334,090
①生コン	744,954,187	
②二次製品	109,379,903	
・購買事業費用計		854,334,090
II 共同受注事業費用		
1 作業委託費		137,093,735
・共同受注事業費用計		137,093,735
III 教育情報事業費用		
1 講習会費		0
・教育情報事業費用計		0
IV 福利厚生事業費用		
1 慶弔費		51,600
・福利厚生事業費用計		51,600
◆事業費用合計		<u>991,479,425</u>
●事業総利益金額		<u>153,064,984</u>
(四 一般管理費の部)		
V 一般管理費		
1 業務費		111,527,827
(1) 役員報酬	2,190,000	
(2) 職員給料	5,221,439	
(3) 事務委託費	1,200,000	
(3) 福利厚生費	1,330,485	
(4) 旅費交通費	4,018,785	
(5) 通信費	196,975	
(6) 消耗品費	768,808	
(7) 賃借料	3,405,108	
(8) 会議費	207,248	
(9) 講習会費	11,232	
(10) 交際費	709,809	
(11) 関係団体負担金	79,000	
(12) 水道光熱費	273,356	
(13) 図書印刷費	165,090	
(14) 事業推進費	892,301	
(15) 奨励金		
①生コン	71,952,131	
②二次製品	15,375,779	
(16) 営繕費	424,296	
(17) 保険料	1,395,849	
(18) 共済掛け金	960,000	
(19) 寄付金	4,000	
(20) 貸倒損失	0	
(21) 雑費	746,136	
2 諸税負担金		3,162,888
(1) 租税公課	160,388	
(2) 消費税	3,002,500	
◆一般管理費合計		<u>114,690,715</u>
●事業利益金額		<u>38,374,269</u>
(六 事業外費用の部)		
VI 事業外費用		
1 貸倒引当金繰入		1,285,000
◆事業外費用合計		<u>1,285,000</u>
●経常利益金額		<u>38,002,204</u>
(八 特別損失の部)		
VII 特別損失		
◆特別損失合計		<u>0</u>
●税引前当期純利益金額		<u>38,002,204</u>
VIII 税等		
1 法人税等		5,708,900
・税等計		5,708,900
●当期純利益金額		<u>32,293,304</u>

(一 事業収益の部)		
I 購買事業収益		
1 売上高		983,878,985
(1) 組合員売上高		
①生コン	855,222,614	
②二次製品	128,656,371	
(2) 外部売上高	0	
(3) 受取手数料	0	
・購買事業収益計		983,878,985
II 共同受注事業収益		
1 共同受注委託収入		156,499,950
1 共同受注完成工事高		2,965,474
・共同受注事業収益計		159,465,424
III 教育情報事業収益		
1 教育情報賦課金収入		0
2 教育情報費用繰越金取崩		1,200,000
3 教育事業参加料収入		0
・教育情報事業収益計		1,200,000
◆事業収益合計		<u>1,144,544,409</u>
(二 賦課金等収入の部)		
IV 賦課金等収入		
1 賦課金収入 (平等割)		0
2 負担金収入		0
◆賦課金等収入合計		<u>0</u>
(五 事業外収益の部)		
V 事業外収益		
1 受取利息		2,216
2 貸倒引当金戻入		850,000
3 未払法人税等戻入		0
4 雑収入		60,719
◆事業外収益合計		<u>912,935</u>
(七 特別利益の部)		
VI 特別利益		
◆特別利益合計		<u>0</u>

剰 余 金 処 分 案

自 平成28年04月01日

至 平成29年03月31日

I 当期末処分剰余金

1 当期純利益金額	32,293,304	
2 前期繰越剰余金	326,358	32,619,662

II 剰余金処分額

1 利益準備金	3,280,000	
2 特別積立金	12,000,000	
3 教育情報費用繰越金	1,640,000	
4 利用分量配当	15,000,744	31,920,744

III 次期繰越剰余金

698,918

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により、組合から受領した財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第 30 条(監事の職務)に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。

平成 29 年 04 月 13 日

宮崎地区建設協同組合

監事 鈴木 剛 

監事 米丸 順也 

第2号議案 平成29年度事業計画及び収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

(原案)

平成29年度事業計画書

平成29年04月01日から

平成30年03月31日まで

I 事業方針

厳しい建設業界の将来展望の中で社会資本充実のための担い手としての自覚に立ち、組合事業としては、昨年同様の生コンクリート及びコンクリート二次製品の共同購買事業を軸とし、資料閲覧室を活用した情報提供を図り、組合員の相互扶助の精神に基づく、自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上に努める。さらに将来に向けた共同受注事業について、前進させていくことを目標とする。

II 事業計画

(1) 共同購買事業

組合員が必要とする生コンクリート等を共同購買する。

イ 内容

取扱品目	組合売上高	備考
生コンクリート	534,600,000 円	30,000 m ³
コンクリート二次製品	130,000,000 円	

ロ 共同購買の必要性和効果

主要な建設資材である生コンクリート等を共同購買することによって、その品質の確保と適正価格を維持することができ、組合員企業の運営に寄与できる。

ハ 運転資金計画

事業の運営に必要な資金は、生コンクリート等共同購買の事業収入を充てる。

(2) 共同受注事業

共同受注体制を整備し、地域維持事業等を受注する。

イ 内容

内容	組合売上高	備考
地域維持事業	116,900,000 円	宮崎県
水門管理	930,000 円	宮崎市
災害対応緊急工事	27,648,000 円	宮崎市

ロ 共同受注の必要性和効果

地域の一員として日常的に道路・河川等を利用し、地形・地質等に精通している組合員が維持管理業務委託を一括で共同受注することにより、県民の安全安心が確保できる。

ハ 運転資金計画

事業の運営に必要な資金は、共同受注の事業収入を充てる。

(3) 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び技術の向上を図るため、次の講習会並びに情報の提供をすることにより行う。

なお、この事業は共同購買事業収入により行う。

- ① 組合員の事業経営に関する講習会
- ② 組合員及び従業員を対象にした技術研修会
- ③ 資料閲覧室の設置

(4) 福利厚生に関する事業

この事業は、親睦会・研修旅行等の開催や見舞金の支給により行う。

なお、この事業は共同購買事業収入により行う。

組合員の親睦を図るための親睦会・研修旅行・レクレーション等を実施する。

組合員等の死亡、傷害事故に対する見舞金を下表のとおり支給する。

項目	内容	金額
死 亡	組合員	30,000 円
	組合員の配偶者	20,000 円
	直系尊属(父母、子)	20,000 円
傷害事故	組合員 入院 2 週間以上	10,000 円

平成29年度収支予算書(見積損益計算書)

平成29年04月01日から
平成30年03月31日まで

収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業収入	円	
1. 共同購買事業売上高	534,600,000	生コンクリート
	130,000,000	コンクリート二次製品
2. 共同受注事業売上高	930,000	宮崎市委託事業(水門管理)
	116,900,000	宮崎県委託事業(総合メンテナンス)
	27,648,000	宮崎市共同受注工事完成高
3. 教育情報費用繰越金取崩	1,640,000	前年度処分計上額
事業収入計	811,718,000	
II 賦課金等収入		
1. 一般賦課金収入	0	
賦課金等収入計	0	
III 事業外収入		
1. 事業外受取利息	2,000	
2. 貸倒引当金戻入れ	1,285,000	前年度洗替後の計上額
3. 雑収入	65,000	
事業外収入計	1,352,000	
合 計	813,070,000	
支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要
I 事業費	円	
1. 共同購買事業費	469,800,000	生コンクリート
	110,500,000	コンクリート二次製品
2. 共同受注事業費	930,000	宮崎市(水門管理委託費)
	98,700,000	宮崎県(組合員委託費)
	26,300,000	宮崎市(共同受注工事費)
3. 教育情報事業費	2,000,000	研修会・講習会等
4. 福利厚生事業費	5,000,000	親睦会・レクリエーション・見舞金
事業費計	713,230,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬	2,910,000	30,000×17名・員外役員2,400,000×1名
職員給料	10,000,000	職員(技術者雇用含む)
事務委託費	2,400,000	
福利厚生費	1,600,000	社会保障費他
旅費交通費	5,000,000	車リース代含む
通信費	360,000	月額 30,000円×12ヶ月
消耗品費	1,000,000	月額 50,000円×12ヶ月+備品等
賃借料	3,500,000	家賃・駐車場料
会議費	500,000	総会・理事会費他
講習会費	100,000	
交際費	1,000,000	
関係団体負担金	100,000	中央会等関係団体に対する会費
水道光熱費	300,000	
図書印刷費	200,000	
事業推進費	4,000,000	
完納奨励金	55,000,000	
営繕費	600,000	月額 50,000円×12ヶ月
保険料	1,500,000	労災・上積・履行補償・第三者責任
共済掛け金	960,000	経営セーフティ共済月額 80,000円×12ヶ月
寄付金	10,000	
雑費	1,200,000	振込手数料及び税理士顧問料他
租税公課	200,000	
消費税等	5,000,000	
一般管理費計	97,440,000	
III 事業外費用		
貸倒引当金繰入	1,285,000	
事業外費用計	1,285,000	
IV 予備費	1,115,000	
合 計	813,070,000	

経費の賦課徴収方法

本組合の平成 29 年度における賦課金については、徴収しないものとする。

第 3 号議案 平成 29 年度における借入金残高の最高限度決定の件

(原案)

本組合の平成 29 年度における借入金残高の最高限度については、下記のとおりとする。

1. 借入金残高の最高限度 1,000 万円

第 4 号議案 役員報酬決定の件

(原案)

平成 29 年度の役員報酬については、下記のとおりとする。

理 事	1 名	30,000 円以内
監 事	1 名	30,000 円以内
員外理事	1 名	2,400,000 円以内

第5号議案 定款の一部変更の件
(原案)

新条文	旧条文
(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 建設業法に基づく建設業の許可を得て建設業を行う事業者であること (2) 組合の地区内に事業場を有すること 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。） (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者 (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者 (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者	(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 建設業法に基づく建設業の許可を得て建設業を行う事業者であること (2) 組合の地区内に事業場を有すること
(除 名) 第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。 ～途中、省略～ (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員 (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員	(除 名) 第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。 ～途中、省略～ (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等) 第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。 ～途中、省略～ 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき ～以下、省略～	(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等) 第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。 ～途中、省略～ 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。 (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき ～以下、省略～

※**波線部**が変更箇所

新条文	旧条文
(役員の定数等) 第 25 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 10 人以上 16 人以内 (2) 監事 1 人又は 2 人 2 第 8 条第 2 項各号の一に該当する者は、役員となることができない。	(役員の定数) 第 25 条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 10 人以上 16 人以内 (2) 監事 1 人又は 2 人
(理事長、副理事長及び専務理事の選定) 第 28 条 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選定する。	(理事長、副理事長及び専務理事の選出) 第 28 条 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選出する。
(代表理事の職務等) 第 29 条 理事長を代表理事とする。 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。 6 理事長は、総会の議決によって禁止されていてないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。 ～以下、省略～	(代表理事の職務等) 第 29 条 理事長を代表理事とする。 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。 ～以下、省略～
(理事の忠実義務) 第 31 条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	(理事の忠実義務) 第 31 条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(総会の議事録) 第 45 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 ～以下、省略～	(総会の議事録) 第 45 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 ～以下、省略～

※**波線部**が変更箇所

新条文	旧条文
(理事会の議長及び議事録) 第 50 条 理事会においては、理事長がその議長となる。 ～途中、省略～ 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 ～途中、省略～ (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名) ～途中、省略～ 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。 (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項 ～以下、省略～	(理事会の議長及び議事録) 第 50 条 理事会においては、理事長がその議長となる。 ～途中、省略～ 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 ～途中、省略～ (9) 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名) ～途中、省略～ 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。 (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項 ～以下、省略～
(利益準備金) 第 53 条 本組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する金額に達するまでは、<u>当期純利益金額(前期繰越損失金)</u>がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 55 条及び第 56 条において同じ。)の 10 分の 1 以上を利益準備金として積み立てるものとする。 ～以下、省略～	(法定利益準備金) 第 53 条 本組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する金額に達するまでは、<u>毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 55 条及び第 56 条において同じ)の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。</u> ～以下、省略～
(資本剰余金) 第 54 条 本組合は、<u>出資金減少</u>差益(第 14 条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)を<u>その他資本剰余金</u>として積み立てるものとする。	(資本準備金) 第 54 条 本組合は、<u>減資</u>差益(第 14 条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、<u>資本準備金</u>として積み立てるものとする。
(特別積立金) 第 55 条 本組合は、<u>出資総額に達するまでは、当期純利益金額の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。</u> ～以下、省略～	(特別積立金) 第 55 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。 ～以下、省略～

※波線部が変更箇所

新条文	旧条文
(配当又は繰越し) 第 57 条 <u>本組合は損失をてん補し</u>、第 53 条の規定による<u>利益準備金</u>、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による<u>教育情報費用</u>繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。	(配当又は繰越し) 第 57 条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 53 条の規定による法定利益準備金、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。
(損失金の処理) 第 59 条 損失金のでん補は、特別積立金、利益準備金、<u>その他資本剰余金</u>の順序に従ってするものとする。	(損失金の処理) 第 59 条 損失金のでん補は、特別積立金、<u>法定</u>利益準備金、<u>資本準備金</u>の順序に従ってするものとする。

※波線部が変更箇所

第 6 号議案 字句の一部修正委任の件

(原案)

定款の変更許可申請に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を代表理事に一任する。